

＜羽島特別支援学校職員人権宣言＞

令和6年9月19日採択

私たち羽島特別支援学校の全教職員は、全児童生徒の心身の健康と幸福を希求し、その実現のためここに宣言します。

- 一、私たちは、児童生徒の年齢、性別、障がいなどの理由で差別はしません
- 一、私たちは、児童生徒を皆平等、公平に指導を行います
- 一、私たちは、児童生徒に対して体罰や不適切な指導、虐待は絶対にしません
- 一、私たちは、児童生徒のいじめ等を許さない姿勢と毅然とした指導をします
- 一、私たちは、子どもの権利条約の4つの原則を理解し、指導に生かします
- 一、私たちは、すべての人に対して価値志向的な人権感覚をもって行動します
- 一、私たちは、児童生徒の健やかな学びに結びつく「働きやすい職場」をつくります

※4つの原則とは「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」

※価値志向的な人権感覚とは、人権が守られていることを肯定し、侵害されることを否定する意味において価値を志向する、向かおうとする感覚のこと